

三次市教育委員会議案第52号

三次市文化センター設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成21年3月18日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市文化センター設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、三次市文化センター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第7条の規定により、文化センターの利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者が別に定める利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用を許可したときは、指定管理者が別に定める利用許可書を交付する。

（利用者の遵守事項）

第3条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで、所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙をしないこと。
- (3) 許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。

- (4) 許可を受けないで設備又は備品を使用し，又は移動させないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し，及び喫煙しないこと。
- (6) 施設及び敷地内を不潔にしないこと。
- (7) 騒音を発し，暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか，指定管理者の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第 4 条 利用者は，施設及び設備等を損傷し，又は滅失したときは，速やかに指定管理者が別に定める損傷・滅失届を指定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに，廃止前の三次市文化センター設置及び管理条例施行規則(平成 1 6 年三次市規則第 3 0 号)の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。